令和４年第３回三股町農業委員会総会議事日程

令和４年３月２８日（月）

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第６号農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４　　報告第７号使用貸借契約の合意解約について

日程第５　　議案第１２号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

日程第６　　議案第１３号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

日程第７　　議案第１４号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

日程第８　　議案第１５号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第９　　議案第１６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和４年第３回三股町農業委員会総会審議結果

日程第５

議案第１２号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（　４　）

日程第６

議案第１３号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

可決（　１　）

日程第７

議案第１４号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（　９　）

日程第８

議案第１５号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（　１　）

日程第９

議案第１６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（　５９　）

令和４年第３回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

１．会　　期　３月２８日（月曜日）１日間

２．場　　所　三股町役場４階第１会議室

　　時　　間　９時００分開会

３．会期日程　３月２８日（月曜日）

議　案　審　議

出席者

１番委員	小倉　休幸
２番委員	上水　広志
３番委員	内村　介貞
４番委員	下石　昭廣
５番委員	馬渡　芳文
６番委員	溝口　良信

農地利用最適化推進委員　　兒玉　道郎

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局　局　長

事務局　課長補佐

事務局　主　事

（一　　同　　礼）

開　会　　9時00分

事務局
開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）
それでは、ただ今から令和４年第３回三股町農業委員会総会を開催いたします。尚、本日は新型コロナウィルス感染防止のため、時間を短縮して行いたいと思います。皆さんのご協力をお願いします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第２条第５号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんが会議に出席し、第３ブロックの区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第１、会議録署名委員に４番委員の下石昭廣さんと５番委員の馬渡芳文さんを指名いたします。続きまして、日程第２、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日１日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）
異議なしと認めます。よって会期は１日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第３、報告第６号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第６号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告するもので、合計19件29筆32,374㎡、うち田が16筆16,444㎡、畑が13筆15,930㎡でございます。詳細については、総会資料3頁70番から7頁88番までのお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

２番委員（上水広志）
参考までに聞きたいのですが、〇〇の解約が何件かありますが、〇〇さんが耕作地を縮小したいということですか。解約の理由が何件かは耕作放棄のためということになっていますが。

事務局
○○さんの管理があまり思わしくなく、地権者さんから耕作者を変更してほしいとか解約をしたいとの申し出があったと聞いております。

３番委員（内村介貞）
それともう一つは、今まではこっちで耕作して製品を作るという形をとっていたので、耕作地を増やしていたのですが、最近、会社の方針が少し変わって苗をこっちで作って、それを県外の○○の各農場へ送るという形になったようです。それで圃場が放置された状態になったと聞いております。

議長（溝口良信）
宜しいですか。

（「はい」）

議長（溝口良信）
それでは他にご意見等ないようですから、次の報告に進みます。日程第４、報告第７号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第７号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計２件５筆3,579㎡、うち田が３筆2,287㎡、畑が２筆1,292㎡でございます。詳細については、総会資料９頁６番から７番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の議案に進みます。日程第５、議案第１２号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第１２号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計４件６筆7,644㎡、田が６筆7,644㎡でございます。詳細について、担当が４件続けてご説明いたします。

事務局
議案第１２号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料11頁10番から13番になります。別冊の航空写真とあわせてご覧ください。

受付番号10番、受付年月日：令和4年3月10日、受人：〇〇、渡人：〇〇、申請地：宮村字一町田〇〇番〇、地目：田、面積：277 ㎡です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号11番、受付年月日：令和4年3月10日、受人：〇〇、渡人：〇〇、申請地：長田字辻原〇〇番〇他2筆、地目：田、合計面積：5,448 ㎡です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号12番、受付年月日：令和4年3月10日、受人：〇〇、渡人：〇〇、申請地：長田字天木野〇〇番〇、地目：田、面積：1,267 ㎡です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号13番、受付年月日：令和4年3月10日、受人：〇〇、渡人：〇〇、申請地：長田字天木野〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：652 ㎡です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

それでは、担当委員の説明を10番から順にお願いします。

５番委員（馬渡芳文）

受付番号10番は3月24日に第2ブロック委員2名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による所有権移転売買となっております。受人は〇〇在住で水稲、露地野菜、ゴマを中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、農作業に従事する人は4名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 11 番は 3 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による所有権移転売買となっております。受人は〇〇在住で、水稲を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しております。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 12 番は 3 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による所有権移転となっております。受人は〇〇在住で、水稲を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しております。農業に従事する人は 2 名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 13 番は 3 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による所有権移転となっております。受人は〇〇在住で、水稲を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しております。農業に従事する人は 2 名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

只今、担当委員の説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はありませんか

議長（溝口良信）

ないようですから、受付番号 10 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 10 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 11 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 11 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 12 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 12 番は許可することに決定いたしました。最後に受付番号 13 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 13 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第６、議案第１３号農地法第４条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第１３号農地法第４条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 1 件 1 筆 255 ㎡、畑が 1 筆 255 ㎡でございます。詳細については、担当がご説明いたします。

事務局
議案第１３号農地法第４条の規定による許可申請の承認について、ご説明いたします。総会資料の 13 頁をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。
受付番号 1 番、受付年月日：令和 4 年 3 月 10 日、受人：〇〇、申請地：新馬場〇〇番〇〇、地目：畑、面積：255 ㎡です。転用目的は車庫兼倉庫及び農業施設の設置です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
担当委員の説明をお願いします。

１番委員（小倉休幸）
受付番号１番については 3 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は自宅の来客用駐車場が狭く、物置も狭いために車庫兼倉庫として転用申請をされたものであります。また、隣接地は農地でありますが、所有者は申請人の親族であり、農地の管理も申請人が

されています。境界にはブロックは設置されておりませんが、排水について影響はないものと思われます。雨水排水については車庫兼倉庫に雨樋を設置して西側側溝へ排水することから、特に問題なく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）
何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号１番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号１番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第７、議案第１４号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第１４号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 9 件 12 筆 7,087.09 ㎡、うち田が 6 筆 2,971 ㎡、畑が 6 筆 4,116.09 ㎡でございます。詳細について、9 件続けて担当がご説明いたします。

事務局
ご説明いたします。総会資料の 15 頁 12 番から 17 頁 20 番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。
受付番号 12 番、受付年月日：令和 4 年 3 月 10 日、受人：〇〇、渡人：〇〇、申請地：蓼池字上原〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：2,070 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は資材置場、露天駐車場です。こちらは第 1 種農地でありますが、不許可の例外規定を満たしていること、その他の許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

続きまして受付番号 13 番、受付年月日：令和 4 年 3 月 10 日、受人：〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字村ノ前〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、合計面積：984 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は駐車場（〇〇）です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから、許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 14 番、受付年月日：令和 4 年 3 月 10 日、受人：株式会社　〇

○、渡人：○○、申請地：長田字折付○○番○他 1 筆、地目：田、合計面積：677㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は植林です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから、許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 15 番、受付年月日：令和 4 年 3 月 10 日、受人：○○、渡人：○○、申請地：宮村字平原○○番○、地目：畑、面積：489 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 16 番、受付年月日：令和 4 年 3 月 10 日、受人：○○、渡人：○○○○、申請地：宮村字植木○○○○番○、地目：畑、面積：387 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 17 番、受付年月日：令和 4 年 3 月 10 日、受人：○○、渡人：○○、申請地：新馬場○○番○、地目：田、面積：321 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 18 番、受付年月日：令和 4 年 3 月 10 日、受人：○○、渡人：○○、申請地：宮村字一万城○○番○、地目：畑、面積：882 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は共同住宅 3 棟です。こちらは第 1 種農地でありますが、不許可の例外規定を満たしていること、その他の許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 19 番、受付年月日：令和 4 年 3 月 10 日、受人：○○、渡人：○○、申請地：樺山字新道○○番○、地目：畑、面積：288.09 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は工作物設置及び駐車場です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから、許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 20 番、受付年月日：令和 4 年 3 月 10 日、受人：○○、渡人：○○、申請地：蓼池字葛田○○番、地目：田、面積：989 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は建売分譲（4 棟）です。こちらは第 1 種農地でありますが、不許可の例外規定を満たしていること、その他の許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

３番委員（内村介貞）

受付番号 12 番は 3 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇在住で建設業を営んでいます。事業拡大のため、隣接地に資材置場及び露天駐車場を増設するものです。資材置場、駐車場のため生活排水等は発生せず、雨水については敷砂利のため地下浸透及び雨水桝を設置し北側道路側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断しました。

続きまして、受付番号 13 番は 3 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇を経営されており、〇〇の敷地内駐車場では足りないために駐車場の拡張をされるものです。隣接地にはブロック塀を設置し、雨水についてはアスファルトのため、側溝を設置し北側の道路側溝へ排水します。特に問題ないものとして、許可相当と判断しました。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 14 番は 3 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用の目的は植林です。

渡人は和牛繁殖をされていましたが、高齢で体調不良のため廃業され、不耕作の状態でしたが草刈り等の維持管理はされていました。受人は申請地近くで林業をされており、事業拡大に伴い今回の申請をされたものです。隣接農地との間に距離を充分にとり、風通し及び日照被害が及ばないように充分注意します。雨水は地下浸透で生活排水等は発生しません。申請地は土地改良区域外とのことです。また、長田字折付〇〇-〇の境界がはっきりしないということがありましたが、それ以外は特に問題ないものとして許可相当と判断しました。以上です。

５番委員（馬渡芳文）

受付番号 15 番は 3 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用目的については一般個人住宅の建設です。建設に際しては周囲にブロック塀を設置して農地への土砂の流出を防止します。生活排水等は集落排水へ接続し、雨水については雨水桝を設置し、集水後は既設町道側溝へ排水します。特に問題ないものとして、許可相当と判断しました。

１番委員（小倉　休幸）

受付番号 16 番は 3 月 24 日に第 1 ブロック各委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は現在〇〇在住で貸家住まいをされております。今回貸家住まい解消のために、一般個人住宅の建設を計画されるものです。隣接地に被害を及ぼさないようにブロック塀を設置し、雨水について

は西側側溝へ排水し、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は町道側溝へ排水することから、特に問題なく許可相当と判断しました。

続きまして、受付番号17番は3月24日に第1ブロック委員3名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は〇〇在住で貸家住まいをされております。貸家住まい解消のため、今回、一般個人住宅の建設をされるものです。雨水については雨水桝を設置し、集水後は地下浸透方式にて処理します。生活排水については公共下水道へ接続されることから、特に問題ないものとして、許可相当と判断しました。

続きまして、受付番号18番は3月24日に第1ブロック委員3名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は〇〇在住で建設業及び不動産賃貸業を営んでおられます。事業拡大のため木造2階建ての共同住宅3棟の建設の計画をされたものです。隣接地には既に住宅が建っており、周囲に支障のないようにブロックを設置する計画となっております。雨水については雨水桝を設置し、北側道路の既設側溝へ排水します。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は北側道路側溝へ排水することから、特に問題なく許可相当と判断しました。

続きまして、受付番号19番は3月24日に第1ブロック委員3名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は〇〇法人の〇〇ですが、〇〇の案内板と経営する〇〇の職員駐車場としてのスペースを確保するための申請となっております。雨水については地下浸透処理となっております。特に問題なく許可相当と判断しました。以上です。

３番委員（内村介貞）
受付番号20番は3月24日に第4ブロック委員3名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は建設業を営んでおり、申請地は住宅環境に良好であるため、4棟の分譲住宅を建設されるものです。尚、隣接する農地の地権者及び耕作者には許可をとってあるということです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。雨水は雨水桝を設置し、既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）
只今、説明が終わりましたが、これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。
議長（溝口良信）
先程、受付番号14番について境界がはっきりしなかったということでしたので、

それについて事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号 14 番の境界が不明瞭であった件について、先日、現地確認後に担当委員さんより事務局へ連絡がありました。連絡を頂いてすぐに代書人の行政書士に事務局から連絡をしました。その時に、先週の 26、27 日までに境界を明確にするようにしますという返事をいただきました。それで本日、朝一番に事務局で現場の方を確認したのですが、境界のほうが明確になっていませんでしたので、再度、行政書士に連絡をしたところ、もう一度連絡をしてみますという返事でした。それで今は連絡待ちの状態です。後日、境界が明確になりましたら、事務局で現地確認をして写真等で委員さん方に報告をしたいと思いますので、宜しくお願いします。

議長（溝口良信）

只今、事務局から説明をしていただきましたが、後日、再度報告があると思います。また、私達、第 3 ブロックの委員も事務局と一緒に現地確認の立ち会いをしたいと思います。

議長（溝口良信）

他にご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、受付番号 12 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 12 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 13 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 13 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 14 番については、先程説明がありましたように、境界以外は問題がないということでありましたので、境界の確認ができた後、条件付きでの承認ということにしても宜しいですか。

（「はい」）

議長（溝口良信）
それでは、14 番について境界以外は問題がないということでしたので、後日、境界確認後の条件付きの承認に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

具帳（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 14 番については、条件付きで承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 15 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 15 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 16 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 16 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 17 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 17 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 18 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 18 番について承認することに決定いたしました。続

きまして、受付番号 19 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 19 番について承認することに決定いたしました。最後に受付番号 20 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 20 番については承認することに決定いたしました。続きまして、日程第８、議案第１５号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第１５号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、先日の全体協議会のなかで説明があった通りです。また、総会資料 18 頁及び別添の利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。尚、今回は〇〇氏の推薦が新規であがってきております。

議長（溝口良信）
これについては先日の全体協議会において、担当の前田委員から説明があったとおりです。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定しました。続きまして、日程第９、議案第１６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたし

ます。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第１６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計5件8筆10,892㎡、うち田が7筆6,190㎡、畑が1筆4,702㎡でございます。利用権設定については、合計が54件166筆203,100㎡、うち田が103筆86,466㎡、畑が63筆116,634㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計36件131筆170,886㎡、うち田が90筆76,426㎡、畑が41筆94,460㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計18件35筆32,214㎡、うち田が13筆10,040㎡、畑が22筆22,174㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料20頁54番から58番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料21頁125番から28頁160番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料29頁161番から32頁178番までとなっております。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第１６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について、総会資料の所有権移転に関する20頁54番から58番まで、及び利用権設定に関する総会資料21頁125番から32頁178番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、総会資料の所有権移転に関する20頁54番から58番まで、利用権設定に関する総会資料21頁125番から32頁178番までについて承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第３回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉　会　10時00分